

一般財団法人山口県交通安全協会一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、職員がより子育てに関われるようにするため、以下の対策を推進する。

1 計画期間

平成29年9月1日～平成34年8月31日までの5年間

2 内容

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1： 育児・介護休業規程の周知と取得の実践

【対策】

平成29年9月28日改正の「育児・介護休業等に関する規程」の周知徹底をさらに推進するとともに、効果的運用に努める。

- ・ 職員又は配偶者が妊娠・出産した場合、当該職員に対し、個別に育児・介護休業に関する定めを周知するように努める。
- ・ 新設した「育児目的休暇」制度をはじめ、職員全員に規程の周知・徹底に努める。

目標2： 育児休業関連の相談窓口の充実

【対策】

相談窓口の周知と資質の向上

目標3： 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知徹底と実践

【対策】

対象職員を把握した場合は、協会育児・介護休業等規程は勿論、育児介護休業法に基づく諸規定の周知徹底

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標4： 年次有給休暇の計画的取得の促進

【対策】

- ・ 幹部による職員の年次有給休暇取得状況の把握と積極化促進
- ・ 短時間年次有給休暇制度の周知徹底